

マスコミに望むこと

町長
嶋田正義

私の中学から高校にかけて、討論会というゲームがありまして。対立する題材をめぐって討論し、聞いている人を納得させる理論を組み立てた方が勝つというゲームです。

通常国会が始まりましたが、討論テーマになる課題が山積しています。

- ・日本に米軍基地は必要か
- ・消費税引き上げに賛成か
- ・法人税引き下げに賛成か
- ・原子力発電所の存廃
- ・TPPへの参加について

などです。国会では与党野党がそれぞれの立場で理論を組み立て、活発な論議が展開されるでしょう。

私たちも、それぞれのテーマで自分の思いを組み立ててみてはどうでしょうか。

正月4日には仕事始めの訓示を行います。この訓示を1月1日の新聞の社説を読んで考えることにしています。最近の社説で気になることがあります。それは、どの新聞社の社説もよく似ていることです。特に全国紙で顕著のようです。

社会保障と税の一体改革は



仕事始め式 年頭訓示
(1月4日)

大切な課題ですが、社説は総じて消費税の引き上げに賛成で、社会保障では各人の痛みの伴う負担増はやむを得ないという立場です。

消費税については各新聞社の世論調査が発表されていますが、賛否は拮抗しており、最近の発表では、どの調査も反対が多くなっています。同じ政党内でも意見が分かれており、反対する学者も多数おられます。

マスコミ関係者への希望は、国民の中にある多様な声をできるだけかぎり忠実に報道してほしいということです。

全国紙論説委員OBが「これでは各社ごとの社説はいらない。社説配信会社を作つて同じ社説を各紙に転載した方がまだわかりやすい。」と言つておられるのを知つて意を強くしています。

生活科学 センター だより

消耗品を開封すると
クーリング・オフは
無理ですか？

〔相談〕

先日、一人ぐらしの母(80歳)に膝の痛みをやわらげる効果があると健康食品を勧める電話がかかってきました。はじめは「いりません」と言いましたが、健康状態などいろいろと聞かれ、答えているうちに説明が長時間におよび断りきれなくなり、仕方なく申し込んだようです。届いた商品は開封しているのですが、返品はできるでしょうか。

(50歳女性)

〔処理〕

特定商取引法の電話勧誘販売にあたります。電話勧誘販売は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフが可能です。

商品が届いてから7日目の相談でした。箱やセロファンを開封しただけではただちに消費したことはならないので、クーリング・オフの通知を特定記録郵便で出して契約

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



解除をしました。また、商品は着払いで送り返ししました。

〔アドバイス〕

特定商取引法では、健康食品や化粧品、洗剤等の消耗品は、開封したものや消費したものはクーリング・オフができません。

しかし、契約書面に「使用するとクーリング・オフができなくなる」という記載がなければ、開封・使用した後もクーリング・オフが可能です。他にも、セット販売の場合では、単品販売が可能な商品は未使用の商品についてクーリング・オフがいきます。(例えば、化粧品を5本中1本だけ使用したという場合はクーリング・オフできます。)

また、クーリング・オフの期間が過ぎてしまつていても一度断っているのに引き続き勧誘する行為や長時間に及ぶ勧誘により困惑させる行為は消費者契約法等で禁止されていますので、契約を取消してきる可能性もあります。あきらめずに神崎郡消費生活中核センターへご相談ください。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(822・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時〜16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。

(月曜日は休館日)

平成23年度 環境にやさしいみんなの生活展 — みんなで守ろう地球の未来 できることからひとつずつ —

日時 2月19日(日)
10:00~15:00
場所 文化センター
小ホール

主な催し

- くらしを見直すパネル展
- 幼稚園児の絵画展
- 手づくり作品の展示・即売
- 野菜の即売
- 実習コーナー
 - ・お手玉作り
 - ・紙すき
- 喫茶コーナー (無料)



もしもわたしが

福岡西中学校3年

石田華乃

今年は東日本大震災の影響で、私たちの中学校では初めての沖縄への修学旅行となりました。

沖縄に着いてすぐに、私たちは平和祈念公園へと向かいました。園内には、沖縄戦で亡くなられた方々の名前が入った追悼の碑がずらりと並び、その人々を慰めるかのような造りになっていました。

そして、資料館へと進むと戦争当時の沖縄の人々の生活などがリアルに再現されていたのです。うつすらと風が吹き暗くしめったガマ、ボロボロの服、やせ細った人々、泣き叫ぶわが子を必死にあやす母、それを「だまらせろ」とおどす日本兵。

もしも私がそこにいたら…そう考えずにはいられません。

でした。

もしも私が軍人だったなら、地をはいずりまわり戦い、次々と仲間が倒れていく中で、姿の见えない敵におびえながら意味もなく人を殺し続け、明日が来る保障などどこにもなく、死んだ方が楽だと思っても自決する勇気もない。ただ自分の最後の日を待つだけだったでしょう。

もしも私が沖縄の住民だったなら、戦争へかり出される父に、兄に「行かないで、行かないで。」とすがりつき、暗く狭いガマの中で、食事も満足にとれぬまま弱りはてていく人々を見つめ、せまり来る「死」に恐怖をいだき、わけのわからない敵兵におびえ、味方であるはずの日本兵にまでおびえて暮らし、ただ毎日疲れはてては眠り、爆発音で目が覚める。そんなむなし日々をくり返したでしょう。

きっとそれ以上のことがあったのでしょうか。今の私たちには想像もできないことがそこにはあったのでしょうか。何故そうなってしまったのか、どうして、なんでと考えるても、そんな過去はもう誰にもどうすることもできません。けれど、沖縄には、今でもたくさんの戦争の傷跡が残されています。多くの人々が生活



福岡西中学校3年 松岡稜河

し、そこで死んでいったガマ自ら命を絶った自決場所、そして米軍基地。戦争を知らない私たちでも、これらのものから当時の悲惨な情報を得ることができます。そして、頭の中に「戦争」という言葉がしっかりと入っています。今を生きる私たちにもできることがあります。それがきつと祈ること、考えること、語り継ぐこと、そしてもう二度と同じあやまちをくり返さないこと。だから私たちは終戦日には祈り、戦争のドキュメンタリー映画を観て考え、現地へ向かい、その傷跡を見て、人の声を聞き、考え、それを次の世代へと語り継ぎ、戦争はいけないことなのだ、もう二度とくり返してはいけないことなのだ、しっかりと理解するのです。



福岡小学校6年 吉川真優

そして今、自分がどれほど幸せなのかを考えます。私たちは今、生きています。食べ物だってお腹いっぱい食べられます。清潔な服だつて着られるし、学校に行けて、友だちがいて、帰る家があつて家族がいて、安心して眠れて心から落ち着ける。私たちは本当に幸せなのです。幸せすぎて、こんな悲しい出来事があつたことを忘れてしまうくらいに。

それでも私たちは必ず思い出すのです。原爆投下の日に、終戦日に…忘れられない、忘れてはいけないことだから、だから私は思い出すたび祈り考えます。この先、もつと先にだつて語り継ぐ。日本に、この世界中に、少しでも平和が続くように。

人権標語

手をつなぐ みんなの笑顔
たからもの

高岡小学校4年
岡本愛弥音

がんばって こえをかけたなら
ともだちだ

福岡小学校5年
尾上篤生

ありがとう その一言が
あつたかい

田原小学校6年
中井悠貴

「ありがとう」 たった五文字で
いい気分

八千種小学校5年
中島夕祈



田原小学校5年 長谷川彩人

確定申告・住民税申告のお知らせ

◎申告書は自分で書いてお早めに

平成23年分の所得税確定申告の窓口での相談及び申告書の受付は、2月16日(木)から3月15日(木)までです。申告書はできるだけ自分で書いて、申告期間内に早めに提出してください。

(申告が必要な方)

- ・事業(自営業など)、不動産(地代や家賃)、農業の所得がある方
- ・報酬、個人年金の受取金、保険の満期(解約)受取金などの所得がある方
- ・給与や年金を2か所以上からもらっている方
- ・給与所得者で年末調整をしていない方
- ・2種類以上の所得がある方(例: 給与所得と不動産所得、年金所得と農業所得など)
- ・土地建物や株式等の譲渡があった方
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方 など



(申告に必要なもの)

- ・確定申告書(税務署から送付されている方のみ)
- ・源泉徴収票(給与所得者、年金受給者)
- ・報酬等の支払調書、個人年金や保険の満期受取金等の支払証明書
- ・収支内訳書(農業・営業・不動産所得等のある方)
- ・国民年金保険料等支払証明書
- ・生命保険や地震保険料(旧長期損害保険料)の支払証明書
- ・医療費の領収書(保険金などで補てんされる金額がわかるものを含む)
- ・印鑑 など

※不動産所得等の必要経費で固定資産の租税公課が不明な方は、平成23年6月16日付でお送りした「平成23年度固定資産税課税明細書」を必ずお持ちください。

◎医療費控除を受けられる方へ

平成23年1月1日から12月31日までに支払われた医療費が対象となります。医療費控除を受けられる方は事前にご自身で支払金額や、保険金などで補てんがあった場合はその金額を必ず集計しておいてください。集計されていない場合は、申告時に順番を後にまわっていただくこともありますのでご了承ください。

◎土地・株式等の譲渡所得・事業所得のある方へ

土地・株式等の譲渡所得および事業所得のある方は、申告期間内に姫路税務署の開設する申告会場(姫路労働会館)で申告してください。**役場申告会場では受付のみとなります。**

◎住宅ローン控除を受けられる方へ

住宅ローン等を利用して家屋の新築、購入または増改築をした場合で、一定の要件にあてはまる場合は、居住の用に供した年以後10年間、住宅借入金等の年末残高の合計額をもとに計算した金額の控除を受けることができます。

ただし、認定長期優良住宅の新築、バリアフリー改修工事および省エネ改修工事等に係る特定増改築による住宅ローン控除の場合は、姫路労働会館で申告してください。**役場申告会場では受付のみとなります。**

◎収入がない場合も申告が必要です

申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定等の基礎資料となります。正しく保険税(料)を算定し、保険税(料)の軽減判定等を受けるためには、被保険者と世帯主の所得把握が必要です。収入がない場合でも必ず申告してください。

※申告がないと軽減が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

平成23年分 確定申告・住民税申告受付会場

月 日	曜日	受付時間	対 象 集 落	申告会場
2月16日	木	9時30分～14時	余田、小倉	余 田 公 民 館
2月17日	金	9時30分～15時	庄、鍛冶屋	鍛 冶 屋 公 民 館
2月18日	土	9時30分～15時	八千種地区の方	八千種研修センター
2月19日	日			
2月20日	月	9時30分～15時	南大貫、東大貫、西大貫	南 大 貫 公 民 館
2月21日	火	9時30分～14時	馬田	文 化 セ ン タ ー
2月22日	水	9時30分～15時	山崎	山 崎 公 民 館
2月23日	木	9時30分～15時	新町	新 町 公 民 館
2月24日	金	9時30分～15時	駅前	文 化 セ ン タ ー
2月25日	土	9時30分～15時	福崎地区・高岡地区の方	文 化 セ ン タ ー
2月26日	日			
2月27日	月	9時30分～14時	田口、板坂	田 口 公 民 館
2月28日	火	9時30分～15時	西谷、西治、高橋	西 治 公 民 館
2月29日	水	9時30分～15時	福田	福 田 公 民 館
3月1日	木	9時30分～15時	西野、井ノ口、辻川、田尻	田 尻 公 民 館
3月2日	金	9時30分～14時	桜、長野、神谷	長 野 公 民 館
3月3日	土	9時30分～15時	田原地区の方	サ ル ビ ア 会 館
3月4日	日			
3月5日	月	9時30分～15時	北野、大門、加治谷、亀坪	大 門 公 民 館
3月6日	火	9時30分～15時	長目、中島、八反田、吉田	八 反 田 公 民 館
3月7日	水	9時30分～15時	上中島、西光寺、西野野垣内	西 光 寺 公 民 館
3月8日	木	9時～15時	事業所得者、他	サ ル ビ ア 会 館
3月9日	金	9時～15時	事業所得者、他	サ ル ビ ア 会 館
3月10日	土			
3月11日	日			
3月12日	月	9時～15時	事業所得者、他	サ ル ビ ア 会 館
3月13日	火	9時～15時	事業所得者、他	サ ル ビ ア 会 館
3月14日	水	9時～15時	事業所得者、他	サ ル ビ ア 会 館
3月15日	木	9時～15時	事業所得者、他	サ ル ビ ア 会 館

●身体の都合等で会場にお越しになれない方

役場税務課住民税係（☎22-0560 内線344・345）まで連絡をお願いします。

●日曜日も姫路労働会館で申告相談を受付します。

姫路税務署では、2月19日および2月26日の日曜日にも姫路労働会館（姫路市北条一丁目98番地）で相談・申告書の受付を行いますので、所得税の確定申告の方はそちらもご利用ください。両日とも姫路税務署では申告書の受付等は行っていないのでご注意ください。

●申告期間中、役場での申告相談はできません。

申告相談は必ず集落会場、地区会場もしくは3月8日以降にサルビア会館にお越しください。

※会場、時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合もあります。時間に余裕をもってお越しください。

税務署からのお知らせ

◎平成23年分の確定申告会場のご案内

区 分	場 所	日 時
所得税	姫路労働会館	2/1(水)～3/15(木)
消費税及び 地方消費税	姫路税務署	3/16(金)～4/2(月)
贈与税	姫路労働会館	2/1(水)～3/15(木)

9:00～17:00
※なるべく16:00
までにお越し
ください

※2/1(水)～3/15(木)の申告書の受付、用紙の交付は、姫路労働会館です。

※用紙については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）からも印刷することができます。

※土曜、日曜、祝日を除きます。ただし、2/19(日)・26(日)は、会場（姫路労働会館）を開設しています。

「平成24年度から扶養控除が変わります」

①年少扶養親族（16歳未満）の扶養控除の廃止

子ども手当の創設に伴い、年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）に対する扶養控除（33万円）が廃止されます。ただし、住民税（町・県民税）の非課税限度額の算定等については、従来どおり年少扶養親族の人数を含めて算定しますので、16歳未満（平成8年1月2日以降生まれ）の扶養親族についても申告していただく必要があります。

この申告がもれると、今まで非課税だった方や均等割額のみ課税されていた方などの住民税額が増えてしまう場合がありますので、ご注意ください。

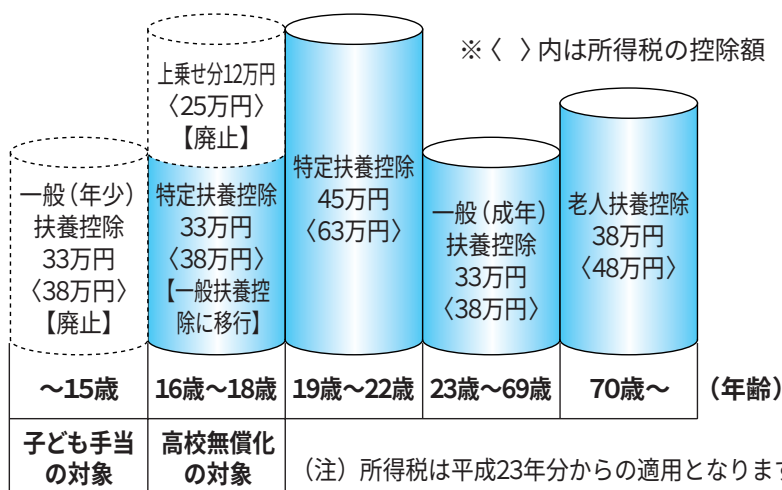
②特定扶養控除の上乗せ部分の廃止

高校授業料無償化に伴い、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が45万円から33万円になります。

	年 齢	生年月日	改正前	改正後
扶養親族	16歳未満	平成8年1月2日以降	33万円 〈38万円〉	0円 〈0円〉
	16歳以上 19歳未満	平成5年1月2日～ 平成8年1月1日	45万円 〈63万円〉	33万円 〈38万円〉
	19歳以上 23歳未満	昭和64年1月2日～ 平成5年1月1日	45万円 〈63万円〉	変更なし
	23歳以上 70歳未満	昭和17年1月2日～ 昭和64年1月1日	33万円 〈38万円〉	変更なし
	70歳以上	昭和17年1月1日以前	38万円 〈48万円〉	変更なし

※〈〉内は所得税の控除額

〔今回の改正のイメージ〕



〈問い合わせ先〉 福崎町役場 税務課 住民税係 ☎22-0560 (内線344・345)

最近 ゴミや草の野焼きにより、「洗濯物に灰や臭いがついて困っている」「窓が開けられない」などの苦情が数多く寄せられています。野外でのゴミや草の焼却は環境に悪影響を与え、周囲の方に迷惑をかけることがあります。ゴミや草は燃やさずに、ゴミステーションに出すか（草や剪定くずは3袋まで）、くれさかクリーンセンターへ直接搬入してください。

野焼き禁止の例外

- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
- 災害の予防・応急対策または復旧のために必要な焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないとして行われる焼却
- たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却で軽微なもの

例外的に認められている焼却でも、周囲への影響を考慮して焼却時の風向や時間帯に十分配慮してください。みなさんの力できれいな環境を守りましょう。

(住民生活課)



使用済み天ぷら油の回収にご協力ください

平成23年度回収量 **1,985ℓ**
(12月末現在)



地球温暖化の防止やごみの減量化のため、廃食用油を回収しています。使用済み天ぷら油などの廃食用油は、回収して精製すればディーゼル自動車の燃料(BDF)として再利用することができます。

さらなるご協力をお願いします。

回収ボックス設置場所

名 称	回収日・時間
イセダ屋福崎店（分別ボックス付近）	営業時間内
JA兵庫西 旬彩蔵福崎（入口付近（屋外））	
サクセスひのストア田原店（分別ボックス付近）	
新設 ひのストア福崎店（分別ボックス付近）	開庁時間内
福崎町役場（入口付近）	
文化センター（生活科学センター北側）	
八千種研修センター〈もちの木会館〉（自転車置場付近）	

回収方法

- ・使用済み天ぷら油を容器（ペットボトル等）に入れ、しっかり栓をして、回収ボックスに投入してください。
- ・破損する恐れのあるガラス容器等は避けてください。
- ・回収の対象は植物油のみです。（動物油は燃料化できません。）
- ・賞味期限切れの油でも問題ありませんが、天かす等はなるべく取り除いてください。

問い合わせ先 住民生活課（内線372）

くれさか環境事務組合 平成24年度競争入札等参加資格 審査申請について

対 象 平成24年度にくれさか環境事務組合が実施する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造等の入札に参加される法人、個人

受付期間 平成24年3月16日（金）までに持参または必着（土・日曜日、祝日を除く9時～17時）

要綱・様式 くれさか環境事務組合で配布。また、くれさかクリーンセンターホームページからダウンロード可能。（<http://www.yumetv.jp/~kuresaka/>）

提出方法 持参または郵送、メール便可（郵送、メール便の場合は受付期間内必着）

問い合わせ先 くれさか環境事務組合 総務課
〒671-2121 兵庫県姫路市夢前町宮置803番地
☎079-335-3670

平成24・25年度福崎町競争入札等 参加資格審査申請について

福崎町が行う建設工事、測量・建設コンサルタント等業務または物品製造等の競争入札等に参加しようとする方は、あらかじめ競争入札等参加資格審査申請を行い、競争入札等参加資格を有する者の名簿に登録されることが必要です。

1. 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争入札等に参加しようとする方は

「平成24・25年度福崎町競争入札等参加資格審査申請書作成要領（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）」にもとづき申請書を作成し、提出してください。なお、作成要領は、福崎町役場2階企画財政課または福崎町ホームページで入手できます。

※福崎町ホームページアドレス

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>

2. 物品製造等の競争入札等に参加しようとする方は

「平成24・25年度福崎町競争入札等参加資格審査申請書作成要領（物品製造等）」にもとづき、申請書を作成し、提出してください。なお、作成要領は、福崎町役場1階出納室または福崎町ホームページで入手できます。

3. 受付期間（受付期間を変更していますのでご注意ください。）

平成24年2月20日～3月19日（土・日曜日、祝日を除く9時～16時）

※郵送による受付は上記期間内必着のものに限ります。

※期間外の受付は一切しません。

4. 登録の有効期間

平成24年7月1日～平成26年6月30日の2年間

5. 提出場所

福崎町役場 企画財政課

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

☎0790-22-0560（内線231・232）FAX 0790-23-0687

6. 問い合わせ先

（1）建設工事、測量・建設コンサルタント等業務については

福崎町役場 企画財政課

（2）物品製造等については

福崎町役場 出納室

☎0790-22-0560（内線302）

FAX 0790-22-2919